

一般廃棄物等処理手数料

犬、ねこ等の死体処理手数料

別表第1(条例第11条関係)

種 別	単 位	手 数 料
犬、ねこ	死体1頭につき	1,000円

一般廃棄物処理手数料

別表第2(条例第12条関係)

区 分		単 位	手 数 料
ごみ	可燃	10キログラムにつき (一般家庭ごみは無料)	100円
	不燃		
	粗大		
	危険		
し尿	許可業者が処理施設へ運搬したとき	1,800リットル(1,800リットルに満たないものは、1,800リットルとする)につき	700円
	西部衛生センターが一般家庭から収集した汲取り手数料	180リットル(180リットルに満たないものは、180リットル)につき	1,600円

※西部クリーンセンターにおける平成24年4月1日から平成28年3月31日までの期間の手数料は、次のとおり

区 分		単 位	手 数 料			
			平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
ごみ	可燃	10キログラムにつき (一般家庭ごみは無料)	55円	70円	85円	100円
	不燃					
	粗大					
	危険					

備考 ごみ処理手数料に関し、びん類及びペットボトルについては無料とする。